

# 電気事業連合会 独占禁止法に関するコンプライアンス規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 電気事業連合会（以下、「電事連」という。）は、電気事業連合会行動指針に基づき、社会との揺るぎない信頼関係の構築を図り、電気事業の健全な発展に取り組むべく、全ての活動において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（関連法令およびガイドライン等を含む。以下、「独占禁止法」という。）に関するコンプライアンスを徹底することを目的に本規程を定める。

### (適用の範囲)

第2条 本規程は、電事連における全ての活動に適用される。

- 2 電事連役職員は、当該活動において、前条に定める目的を理解し、本規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の規定は、電事連会員をはじめその他電事連の活動に参加する組織（以下、「会員等」という。）の役職員についても準用する。

### (責任者および担当部署等)

第3条 電事連における独占禁止法コンプライアンスに関わる業務は、コンプライアンス推進本部長を責任者とし、コンプライアンス推進本部が担当する。

- 2 電事連各部およびこれに準ずる組織（以下、「各部署」という。）は独占禁止法コンプライアンスに関わる業務を担当する職員（以下、「コンプライアンス担当者」という。）を配置し、各部署のコンプライアンス担当者は、コンプライアンス推進本部と連携し、各部署内における独占禁止法コンプライアンスに関わる業務に従事する。

## 第2章 遵守事項

### (制限行為)

第4条 電事連の活動においては、次の行為その他独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わない。

- (1) 価格制限行為（会員等が供給しまたは供給を受ける商品・役務の価格の決定、調整）
- (2) 数量制限行為（会員等が供給しまたは供給を受ける商品・役務の数量の決定、調整）
- (3) 顧客・販路等の制限行為（会員等の電力供給先その他の取引条件の制限）
- (4) 設備または技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発または利用の制限）
- (5) 参入制限行為等（新規参入事業者の妨害、既存事業者の排除）

（不公正な取引方法）

第5条 電事連は、会員等やその他の事業者に独占禁止法2条9項に定める不公正な取引方法に該当する行為を行わせる行為を行わない。

（情報の取扱い）

第6条 電事連の活動に関連して、電事連と会員等の間もしくは会員等の相互間で情報を収集する場合には、電事連および会員等の活動に必要な最小限の情報の収集に留め、以下の点に注意する。

- (1) 公開情報から収集することを原則とする。
  - (2) 会員等から個別に収集した情報は、電事連内部において必要な担当部・担当者以外に開示せず、収集した情報につき、アクセス制限の設定その他適切な管理を行う。
- 2 電事連の活動に関連して、次の情報に関し、電事連と会員等の間もしくは会員等の相互間で共有を行わず、または、会員等の間の情報交換を促進することとなる行為を行わない。但し、公開情報または次項に該当する場合はこの限りでない。
- (1) 価格に関する情報  
会員等が供給しまたは供給を受ける電気その他の商品等の価格、その変更、原価構成、算出方法、価格戦略、入札条件その他当該価格に影響を与える要素に関する情報
  - (2) 域外進出に関する情報  
旧一般電気事業者ごとに定められていた供給区域（以下、「旧供給区域」という。）外への小売電気事業の参入・退出、その予定その他旧供給区域外への進出方針等に関する情報
  - (3) 競争にかかる将来需要の予測に関する情報  
供給計画等の小売需要想定、その他の電力の競争にかかる将来需要の予測に関する情報
  - (4) 設備投資に関する情報

設備投資、その予定限度、既存設備削減、その他設備投資計画に影響を与えるような事項に関する情報

(5) 個別取引条件に関する情報

電気事業者、需要家、メーカーその他の調達先等との個別取引条件に関する情報

(6) 前各号に定めるほか、会員等の現在または将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報

- 3 電事連の活動に関連して収集した情報を開示する場合において、取り扱う情報が会員等の現在または将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する可能性のある情報であるときは、会員等の個別情報の特定・抽出、相互間での予測が可能とならないように匿名化、集合化、概括化等して集約または統計化して開示する。

(自主規格・自主認証)

第7条 電事連は自主規格・自主認証等の活動を行う場合、特定の事業者に対し独占禁止法上問題となり得る差別的な内容の規格、認証等を行わない。

- 2 電事連は自主規格、自主認証等の利用を会員等に強制する等独占禁止法上問題となる取扱いを行わない。

- 3 電事連において自主規格、自主認証等を定める場合、関係する会員等から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者との間で意見交換または意見聴取を行う。

(行政等に関連する行為)

第8条 電事連の活動にあたり、国その他行政機関に対し申請・政策提言等を行う場合において、会員等と競争関係にある電気事業者の排除その他独占禁止法上問題となる行為を行わない。

- 2 国その他の行政機関より行政指導その他の協力要請を受けたとしても、その行政指導等が独占禁止法上問題となるおそれのある内容を含む場合には、これに基づく行為を行わない。

### 第3章 接触制限・会議等の運営

(接触の事前確認および実績報告)

第9条 電事連役員が、競合関係にある2社以上と業務に関連し接触する場合、接触相

手の職位に応じて、コンプライアンス推進本部または当該役職員の上司は、接触目的等について事前確認を行う。

- 2 前項に定める事前確認の結果、業務遂行上の必要性に乏しい場合または接触の目的に独占禁止法上問題となるおそれがある場合、当該接触を認めない。
- 3 電事連役職員は、競合関係にある2社以上と業務に関連し接触した場合、その実績をコンプライアンス推進本部または当該役職員の上司に報告する。

(電事連が主催する会議の議題・資料の事前確認および提出)

第10条 各部署のコンプライアンス担当者は、電事連が主催する会議の議題や資料について、独占禁止法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかの事前確認を行う。

- 2 前項に定める事前確認の結果、議題または資料の内容に独占禁止法上の懸念が生じた場合は、コンプライアンス推進本部またはコンプライアンス推進本部の指定する外部専門家に相談する。
- 3 電事連が主催する会議の実施後、当該会議の会議運営者は、会議に用いた資料等をコンプライアンス推進本部に提出する。

(電事連が主催する会議等における独占禁止法違反の予防措置)

第11条 電事連の会議運営者は、電事連が主催する会議の冒頭等に、会議出席者に対し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為を行わないよう要請する。

- 2 電事連の会議運営者は、会議中に独占禁止法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、当該発言の中止を要請し、会議出席者が中止の要請に従わない場合、会議を閉会する。
- 3 電事連が主催する懇親会は、前項の規定を準用する。

(電事連会員の競合他社との接触に関するルールの適用)

第12条 電事連会員は、電事連の活動に対しても、各社の競合他社との接触に関するルールを適用する。

## 第4章 その他

(教育・研修)

第13条 電事連役職員は、独占禁止法に関するコンプライアンス研修を受け、その知識向上に努めなければならない。

(規程の公開と周知)

第14条 電事連は、本規程をホームページに公開するとともに、電事連役職員および会員等の役職員への周知徹底を図る。

(通報と対応措置)

第15条 電事連役職員および会員等の役職員は、電事連の活動において、独占禁止法上問題となるおそれのある行為があった場合、コンプライアンス推進本部もしくはコンプライアンス推進本部が指定する外部専門家にその事実を相談または通報する。

2 コンプライアンス推進本部は、通報された事実およびその原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策等を講じる。

(実施細則)

第16条 本規程の実施細則については、別に定める。

## 附則

本規程は、2023年12月26日より施行する。